

## 北里大学学術奨励研究資金規程

平成 8年12月20日制定  
平成11年10月21日改正  
平成14年10月18日改正  
平成15年 3月14日改正  
平成17年10月21日改正  
平成18年10月 1日改正  
平成19年 4月 1日改正  
平成20年 4月 1日改正  
平成21年 4月17日改正  
平成22年11月19日改正  
平成26年11月21日改正  
平成29年 2月17日改正  
2018年 7月20日改正

### (趣旨)

第1条 この規程は、北里大学研究振興基金規程第3条第1号の定めに基づき、基金の果実（北里大学学術奨励資金。以下「本資金」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (本資金の目的)

第2条 本学は、若手研究者の研究活動を促進するため、本資金により必要な助成を行い、もって研究の興隆を図る。

### (資金)

第3条 本資金は年度ごとに総額12,000千円以内とし、一研究計画当たりの助成金は500千円を上限とする。

### (審査委員会)

第4条 この規程に定める事項を取り扱うため、北里大学学術奨励研究審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会に関する規程については、別に定める。

### (申請要件)

第5条 研究計画書を提出できる者は、当該年度（以下本資金の助成年度を「当該年度」という。）末において40歳未満の准教授、専任講師、助教、助手及び研究員等とし、当該年度の文部科学省科学研究費助成事業又はこれに準ずる補助金に応募した者とする。

2 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する者は、応募資格を認めない。

(1) 過去にこの助成を受けた者で、所定の期日までに研究活動報告書を提出しなかった者

- (2) 過去にこの助成を受けた者で、所定の期日までに研究成果を印刷公表しなかった者。但し、印刷公表後は応募資格を有する。
- (3) 直近の3年間連続でこの助成を受けた者。
- 3 研究計画を共同で行う場合、専任教員又は兼任教員のいずれであっても共同研究者として加わることができる。共同研究者には年齢の制限は、定めない。

(申請手続)

第6条 申請者は、所定の様式により、研究計画書(助成金申請書を含む。)を前年度の11月30日までに学長に提出する。

- 2 研究計画書には、申請者、共同研究者がいる場合はその氏名等、研究課題、研究目的、研究計画及びその方法、これまでの研究経過又は準備状況、助成金交付申請額、助成金の対象経費の使用内訳、研究業績等を記入する。

(審査)

第7条 学長は、提出された研究計画を前年度の1月15日までに取りまとめ、審査委員会に審査を付託する。

- 2 審査委員会は、別に定める判定基準に基づきこれを審査し、助成対象研究の候補(以下「候補」という。)を学長に答申する。

(助成の決定)

第8条 学長は、答申のあった候補につき、北里大学学部長会の議を経て前年度の3月31日までに学長が決定する。

- 2 助成が決定したときは、北里大学学術奨励研究資金決定通知書により、学部長等を経て4月30日までに申請者に通知する。

(計画変更の手続)

第9条 助成決定後、研究の中断、停止等により研究の期間を変更しようとするとき、又は研究の内容に重大な変更を加えようとするときは、あらかじめ理由を付して学長に願い出るものとする。

(助成金の交付及び管理)

第10条 助成金は、当該年度の初めに申請者に交付する。

- 2 助成金は、申請者が所属する経理担当部署で管理する。
- 3 助成金の収支決算報告は、翌年度の4月30日までに申請者及び経理担当部署が作成しなければならない。
- 4 当該年度の助成金の未使用額は、北里研究所に帰属する。

(助成金の支出項目)

第11条 助成金の支出項目は、機器備品費、消耗品費、旅費交通費、謝金その他の費用とする。

- 2 旅費交通費は、北里研究所の定める規程に準じて支出する。
- 3 機器備品費については、原則として机、椅子、複写機等本学が常備しているものの購

入に充てることはできない。

4 機器備品等の資産は、原則として研究終了後北里研究所に帰属する。

(成果等の報告)

第12条 申請者は、翌年度の4月30日までに研究活動報告書(収支決算報告書を含む。)を作成し、学長に提出する。

2 研究活動報告書(収支決算報告書を含む。)は、審査委員会で評価し、又は監査する。

(成果の公表)

第13条 申請者は、その成果を原則として研究終了後2年以内に、本資金の援助による旨を明記し、印刷公表する。

(事務局)

第14条 この規程に関する事務は、研究支援センター事務室が担当する。

(細則)

第15条 この規定の運用に関し必要な事項については、細則を定める。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、審査委員会及び北里大学学部長会の議を経て北里研究所理事会において決定する。

附 則

1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、北里学園学術振興資金規程(昭和62年10月9日施行)及び北里学園学術振興資金規程細則(平成7年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年10月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年3月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年11月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（北学総第28－10027号）

この規程は、平成29年2月17日から施行する。

附 則（北学総第2018－04789号）

この規程は、2018年7月20日から施行する。

